

○泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する
条例

令和6年10月22日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基づき、組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等(組合の議会が開いた公聴会に参加した者を含む。以下「出頭人等」という。)に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額)

第2条 出頭人等が出頭した場合は、1日につき7,500円を支給する。この場合において、規約第2条に規定する組合を組織する地方公共団体の区域外の在住者の場合には、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例(昭和40年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第7号)第2条の規定によりその例によることとされる泉佐野市職員等の旅費についての条例(昭和38年泉佐野市条例第8号)の規定により8級から2級までの職務にある一般職の職員に支給する旅費(日当を除く。)に相当する額を加給する。

(支給方法)

第3条 実費弁償は、出頭したときに支給する。

(証人等に関する規定の準用)

第4条 第1条に規定する者以外の者で、組合の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭するものに対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。